

1 策定経過

年月日	内容
令和4年 10月21日	第2回 牧之原市地域福祉推進協議会・地域福祉活動計画策定委員会 (1) アンケート調査の実施について (2) 現行計画の評価について
11月25日 ～12月16日	第4次牧之原市地域福祉計画策定のためのアンケート調査の実施
令和5年 3月24日	第3回 牧之原市地域福祉推進協議会・地域福祉活動計画策定委員会 (1) アンケート調査の結果報告について (2) 第3次牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価について
6月26日 7月21日	計画策定に係る意見交換会の実施
8月17日	第1回 牧之原市地域福祉推進協議会・地域福祉活動計画策定委員会 (1) 意見交換会結果について (2) アンケート調査等からの課題について (3) 次期計画の基本理念及び施策体系について
10月25日	第2回 牧之原市地域福祉推進協議会・地域福祉活動計画策定委員会 ・「第4次牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」素案について
11月28日 ～12月27日	パブリックコメントの実施
令和6年 1月26日	第3回 牧之原市地域福祉推進協議会・地域福祉活動計画策定委員会 ・「第4次牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」案について

2 ワーキンググループ

所属・部		課・センター
市	総務部	危機管理課
	企画政策部	秘書政策課
		地域振興課
		情報交流課
	市民生活部	市民課
		国保年金課
	福祉こども部	社会福祉課
		子ども子育て課
		福祉こども相談センター
	健康推進部	健康推進課
		長寿介護課
	教育文化部	学校教育課
社会教育課		
市社会福祉協議会	地域福祉課	

3 用語解説

(五十音順)

用語	内容	掲載頁	
あ 行	アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問して情報提供・支援を行うこと。	80, 87
	SNS	Social Networking Serviceの略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。	52, 53, 63, 64, 67, 68
	NPO	民間非営利組織 (Non-Profit Organization) の略。営利を目的とせず社会的な活動を行う団体の総称。特定非営利活動促進法 (NPO法) に基づき法人格を取得したNPOをNPO法人という。	2, 45, 60
か 行	介護保険	40歳以上の人全員が被保険者となり保険料を納め、介護が必要と認定された際、費用の一部を負担して介護サービスを利用する制度。	2, 51, 78, 79, 103
	協働	市民や団体、行政等、複数の主体が役割と責任を分担し、協力・連携を図り同じ目的へ向かって活動すること。	5, 56, 60, 61, 87, 92, 94, 100, 102
	権利擁護	自己の権利や援助のニーズの表明が困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者に代わり代理人が代弁して権利の主張やニーズの表明等を行うこと。	55, 78, 81, 82, 88, 91, 92, 94, 95
	合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。この数値が2.07を下回ると将来人口が減少していくと考えられている。	12
	コミュニティ・スクール	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのこと。学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。	73
さ 行	災害ボランティア	災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援するために、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指す。有事の際は災害ボランティアセンターによって総合的な調整が行われ、募集・受け入れ・情報提供等関係団体との連絡調整活動を行う。	75

	用語	内容	掲載頁
さ 行	在宅医療	在宅で行う医療のこと。医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。	80
	サロン	地域で高齢者や障がい者、子育て親子などがふれあい、つながりを深める居場所。住民が主体的に運営する。	48, 49, 67, 69
	自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方に基づき、自主的に結成する組織。災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。	76
	社会福祉協議会	地域住民や社会福祉関係者の主体的な参加により、地域福祉推進の中核として様々な活動を行う非営利の民間組織。社会福祉法に基づき全ての都道府県・市町村に設置されている。略して「社協」と呼ばれる。	2, 102, 103
	社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の全ての分野における共通の基本的な事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進等を図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。「社会福祉の基礎構造改革」に基づき、2000年（平成12年）に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へ改正された。	1, 2, 3, 4, 60, 86
	情報アクセシビリティ	高齢者や障がいのある方を含め、すべての人が情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通ができるようにすること。	64
	自立相談支援事業	生活に困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。	84
	スクールソーシャルワーカー	問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行ったりする人のこと。	79
	生活困窮者	生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。ただし、経済的な問題だけでなく、社会的な孤立など、複雑な課題を抱え、現行の制度のみでは自立支援が難しい人を指す。	4, 54, 84, 85, 91, 100
生活支援コーディネーター	地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす役割を担う人のこと。	68, 70	
生活保護	資産や能力等を活用するものの生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援する制度のこと。	2, 17	

	用語	内容	掲載頁
さ 行	成年後見制度	認知症や障がいなどで判断能力が十分でない人の財産の管理や契約の締結などの際、不利益が生じることのないよう、家庭裁判所から選任された成年後見人等が本人の代理で行う制度。	3, 4, 35, 55, 77, 81, 82, 88, 91, 92, 95
	世代間交流	異なる世代の人が同じ場所に集い、自分たちの持っている能力や技術、経験を活かして交流することで、他の世代とのふれあいや学びを通じ、地域コミュニティの再構築や活性化を図ること。	65
	総合計画	牧之原市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を総合的・体系的に取りまとめた計画で、基本構想・基本計画から構成されている。第3次牧之原市総合計画では、「RIDE ON MAKINOHARA 夢に乗るまち 牧之原」「豊かな自然を活かした 心豊かでアクティブな暮らしが実現できるまち」というまちづくりの理念（将来都市像）が掲げられており、そのまちづくりの理念を実現するための施策が示されている。	5, 6, 56
た 行	ダブルケア	育児と介護を同時に行う必要がある状況のことをいう。晩婚化・晩産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多く、広義では、子だけでなく孫の育児、親だけでなく祖父母の介護も含まれる。	1, 83
	団塊の世代	作家の堺屋太一氏が命名した言葉で、第二次世界大戦後の数年間のベビーブームに生まれた世代のこと。一般的に、昭和22年から昭和24年にかけて生まれた世代を指す。	9
	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。	1, 4, 56, 86, 88
	地域生活課題	福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題のこと。	3, 4

	用語	内容	掲載頁
た 行	地域包括支援センター	地域包括ケアシステムの実現を目的として、市町村が設置する中核的な機関。総合相談支援事業や、虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業、地域包括ケアのための体制整備、介護予防ケアマネジメント事業の実施等を行う。	64, 79
	地区社会福祉協議会	地区社会福祉協議会とは、地区における福祉を主体的に進める住民組織のこと。住民の生活により近い地域で福祉を実践することを目的としているため、行政区や民生委員・児童委員、ボランティアなどにより構成されている。	69, 72, 78
な 行	日常生活自立支援事業	認知症、障がいなどで判断能力が十分でない人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業のこと。	81, 94
	認知症	何らかの原因で脳の正常な機能が衰えることで、徐々に理解する力や判断する力がなくなり、社会生活や日常生活に支障が出る状態。	64, 66, 88
	認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。	66
	認知症キャラバン・メイト	認知症サポーター養成講座を企画・開催し、講師を務める人を認知症キャラバン・メイトと呼んでいる。	66
	ノーマライゼーション	障がいの有無や年齢、社会的立場などに関係なく、生活や権利が保障された社会を目指す考え方のこと。	88
は 行	8050問題	80代前後の高齢の親が50代前後の同居するひきこもりの子どもの生活を支える問題のことをいう。	1, 83
	避難行動要支援者	災害が発生、または災害が発生するおそれがある際、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人のこと。具体的には、高齢者、障がい者、乳幼児等があげられる。	53, 74, 75
	福祉教育	福祉をテーマとして、自尊感情や命の尊さについて学び、共に生きる力を育むとともに、体験的な学習を通じて福祉について自発的に考え、自分なりの気づきや理解を深める教育のこと。地域住民との交流を通じて、地域の一員としての意識を育むことも目的としている。	34, 51, 58, 65, 66, 69

用語		内容	掲載頁
ま 行	見守り活動	常時の支援が必要ではないものの、異変に気づく人が身近にいない高齢者等に対し、訪問などを通じて、異変を早期に発見し、必要な支援につなげるための活動のこと。	27, 53, 60, 74, 78, 102
	民生委員 ・児童委員	民生委員は、地域住民が安心して暮らすことができるよう、地域において住民の立場で訪問や相談、必要な援助など、あらゆる支援を行う人のこと。厚生労働大臣から委嘱されている。児童委員は、地域の子どもが元気に安心して暮らすことができるよう、地域において住民の立場で見守り活動や子育ての相談、必要な援助など、あらゆる支援を行う人のこと。民生委員と児童委員は兼務する。	18, 52, 60, 70
や 行	ヤングケアラー	家族にケアを必要とする人がいる場合に、本来なら大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話などを行っている18歳未満の子どもをいう。通学や仕事に影響が生じていることがある。	1, 83

4

牧之原市地域福祉推進協議会規則・ 社会福祉法人牧之原市社会福祉協議会地域福祉活動 計画策定委員会設置要綱

牧之原市地域福祉推進協議会規則

平成27年3月16日規則第13号

改正 平成30年4月1日規則第9号

令和3年12月1日規則第29号

令和6年1月31日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、牧之原市附属機関設置条例（平成27年牧之原市条例第4号）第3条の規定に基づき、牧之原市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 地域福祉計画の管理推進等について協議し、検討すること。
- (3) 地域福祉の推進に関すること。
- (4) 社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画に係る地域公益事業に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織し、又は任命する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 福祉団体等の代表者
- (3) 専門機関、団体等の代表者
- (4) 行政機関の職員
- (5) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(関係者の出席要請)

第7条 協議会が特に必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求めて説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉こども部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日規則第9号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月1日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年1月31日規則第2号）

この規則は、令和6年2月1日から施行する。

社会福祉法人牧之原市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、牧之原市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、牧之原市における地域福祉を計画的、効果的に推進するため、牧之原市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定することを目的に、牧之原市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置するについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定及び計画の管理推進等について協議し、検討する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから牧之原市社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 福祉団体等の代表者
- (3) 専門機関、団体等の代表者
- (4) 行政機関の職員
- (5) 学識経験者

3 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選による。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画を策定し委員会の解散の時までとする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員会は必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 計画の策定作業のために、作業部会（以下「部会」という。）を必要に応じて開催する。

2 部会は、別表に掲げる者及び牧之原市社会福祉協議会職員をもって組織する。

3 部会は、作業部員の互選により、部長及び副部長1名を定める。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代理する。

5 部会の会議は、部長が招集し、会議の座長となる。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、牧之原市社会福祉協議会事務局において所掌する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

5

牧之原市地域福祉推進協議会・地域福祉活動計画策定委員会名簿

任期：令和4年(2022年)8月5日～令和6年(2024年)3月29日

(敬称略)

所属等	職名	氏名	役職	備考
牧之原市自治会地区長会代表	川崎区長	片瀬 徹	副会長	～R5.3.31
牧之原市自治会地区長会代表	牧之原区長	大崎 信博	副会長	R5.4.1～
地域住民代表(公募委員)		良知 衛		
地域住民代表(公募委員)		太田 美佐江		
牧之原市シニアクラブ連合会代表	会 長	西川 武夫		
みらい子育てネット牧之原代表	会 長	片瀬 紀子		
牧之原市女性団体連絡協議会代表	会 長	今野 朝子		
牧之原市社会福祉協議会代表	会 長	水野 隆		～R5.6.21
牧之原市社会福祉協議会代表	会 長	杉本 正		R5.6.22～
牧之原市榛原地区民生委員児童委員協議会代表	会 長	杉本 正		～R4.11.30
牧之原市榛原地区民生委員児童委員協議会代表	会 長	横田 喜久男		R4.12.1～
牧之原市相良地区民生委員児童委員協議会代表	会 長	牧野 英恵		
牧之原市ボランティア連絡会代表	会 長	鈴木 一行		
牧之原市内障害者団体代表 (NPO法人精神保健福祉みどり会)	理 事 長	小俣 溶子		
牧之原市介護サービス事業所連絡会代表 (介護老人保健施設あじさい)	事 務 長	八木 良弘		～R5.3.31
牧之原市介護サービス事業所連絡会代表 (デイサービスセンターすずらん)	相 談 員	片山 雄介		R5.4.1～
牧之原市内障害者福祉サービス提供事業所代表 (社会福祉法人牧ノ原やまばと学園)	事 務 長	関根 徹		
牧之原市校長会代表 (榛原中学校)	校 長	大石 友巳		～R5.3.31
牧之原市校長会代表 (榛原中学校)	校 長	杉田 雅良		R5.4.1～
静岡県中部健康福祉センター	所 長	土屋 正純		
静岡福祉大学	教 授	渡邊 英勝	会 長	